羽生市 ぎかい1だより

No. 229
発行日／ 2020年（令和２年）２月14日
発　行／羽生市議会
編　集／議会広報委員会

祝成人（1月12日　羽生市成人式　新成人596人）

12月定例市議会

2～8P	市政に対する一般質問
8～9P	議案に対する質疑
10P	審議案件と結果
11P	常任委員会行政視察報告
14P	各常任委員会の経過

市政に対する 一般質問 そこが…聞きたい

一般質問は、提出議案以外で市政全般にわたる事務の執行状況や将来に向かっての方針などを執行部に問うものです。

今期定例会では、12月5日、6日、9日の3日間にわたり12人の議員によって行われました。

主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

羽生市清掃センターについて

保泉 和正 議員

・質問　羽生市清掃センター整備基本構想策定の際の民間活力の活用や広域での整備も視野に入れた検討について見解を伺う。

・答弁（経済環境部長）

民間活力を活用した施設の建設及び運営についての見解であるが、ごみ焼却施設の整備及び管理運営の手法として大きく3つある。「公設公営方式」「公設民営方式」「民設民営方式」である。過去10年の県内のごみ焼却施設の整備状況は、公設公営方式が2件、公設民営方式が3件、これから建設が予定されている4つの施設は、全て公設民営方式を予定している。公設民営方式や民設民営方式は、民間事業者の持つノウハウなどを活用することが可能となり、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効率的な整備が期待できると言われている。市としては、これまでの公設公営方式にとらわれず、民間活力を活用する方式を含め、それぞれの手法のメリット・デメリットを整理するなど、民間活力を活用した整備を視野に入れて検討していきたい。

羽生市清掃センター

次に、広域での清掃センターの建設や運営を行うことに対する見解であるが、本市は平成11年に、旧行田市を含む4市町村で「彩北広域清掃組合」を設立し施設整備に向けた調整が進められたが、運営に対する考え方の相違などにより、組合から離脱した経緯がある。県内の市町では、新たなごみ処理の広域化の動きが進んでいる一方で、広域化の枠組みの中で建設場所や費用負担の問題が生じ、広域化の協議が整わない事例もある。広域化の進展は他市の動向や意見調整に時間を要することになる。市としては、他市の動向に左右されるのではなく、自主自立、単独での整備を基本としながら、羽生市清掃センター整備基本構想の中では、広域化のメリット・デメリットを整理していく考えである。あわせて近隣市のごみ焼却施設の整備動向も注視していきたい。

その他の質問

・災害時における市の対応と地域との連携について

議会の詳細は市議会ホームページをどうぞ

「羽生市ぎかいだより」は、毎年4回開催される定例会ごとに発行しています。詳細にわたって内容をお知りになりたい方は、羽生市議会ホームページをご覧ください。

羽生市議会ホームページでは、市議会の概要をはじめ、定例会や臨時会の本会議で行われた一般質問や議案質疑の内容、政務活動費の収支報告一覧などを公開しております。

また、議会のインターネット中継もご覧いただけますので、是非ご利用ください。

議会インターネット中継をご利用ください。

http://smart.discussvision.net/smart/hanyu/

こちらのQRコードからもアクセスできます。→

除染土壌の再利用について

斉藤 万紀子 議員

・質問　次の点について伺う。
①国や県、自治体内での除染土に関する情報共有について
②羽生市における除染土の受入、再利用の有無について
③利用した場所及び住民への説明について
④再利用による環境への影響について

・答弁（①②③まちづくり部長、④経済環境部長）

①放射性物質を含んだ除染土の管理等は環境省が所管しているが、再利用となると、公共工事などが対象になり、情報等の連絡窓口は、国土交通省や埼玉県と考える。これまで、除染土の再利用に関する情報は一切ないのが現状である。

②③羽生市では、これまでに除染土の受け入れや、再利用をしたことはないと認識している。そのため、住民への説明等は行っていない。

④国は除染土壌の再利用については、長期にわたって形状が変わらず、安全に管理できる公共事業での盛土材に限定して利用するとしている。そのため、現在、国では、除染土壌の埋立処分に伴う周辺環境への影響を確認することを目的に、実証実験を行っている。その状況としては、埋立場所及び敷地境界における空間線量率や大気中及び浸透水の放射能濃度測定、さらに作業者の個人被ばく線量を測定するなど、周辺環境における安全を確認しているところで、最終的な結論は出ていないと認識している。市の見解としては、国の実証実験の結果や専門家の検討を踏まえた国の見解が明らかになった時点で、市としての判断をすることになる。

その他の質問

・防災訓練について
・要支援者の避難と福祉避難所について

狭隘（きょうあい）道路の拡幅について

西山 丈由 議員

・質問　次の点について伺う。
①狭隘道路と認識している道路について
②狭隘道路の拡幅までに至らなかった理由について
③緊急車両が通行できない道路の対応について

・答弁（①②まちづくり部長、③消防長）

①狭隘道路には法律上の定義はないが、主に幅員4メートル未満の道路を指す場合が多い。当市で道路として認定、管理する幅員4メートル未満の道路は、実延長約393キロメートルであり、市道全体の約47・2％を占める。主に生活道路として利用されている区間に多く存在しているものと認識している。

②一番多い理由としては、道路を広げることに賛同をいただけない場合である。生活道路の拡幅においては、地域住民、沿線地権者の同意を頂けない限り、整備に着手することができないためである。

③救急車は、侵入できない道路や医療機関へ向かう際に時間を要すると予測される場合は、近くの安全な場所に救急車を停車し、ストレッチャーを要請場所まで移動して活動している。また、搬送に困難が予想される緊急要請は、搬送を支援する隊員を増員して対応している。

火災出動は、消防車両の直近配置が原則だが、現状付近が狭隘な道路の場合は、車両に積載しているホースカーを使用し、最大200メートルのホースを延長し対応している。

緊急車両が通行できない道路の対応については、今後も関係部署との情報共有に努めていきたい。

その他の質問

・ムジナモ自生地の現状について

災害時の避難所開設と運営について

江原 博之 議員

・質問　台風19号では、自助の精神で自主的に避難された方が10カ所の避難所で188人いた。地域住民と直接かかわる避難所担当職員の任務は大変重要であると考える。そこで、次の点について伺う。

①指定避難所33ヵ所それぞれの避難所を担当する職員は具体的に決めてあるのか。

②停電や固定電話、携帯電話の不通等があったときの連絡体制について

・答弁（総務部長）

①現在は、職員が市役所に参集した後に、避難所ごとに出向く職員を割り振り開設する形になっており、具体的に避難所を担当する職員は決めていない。しかし、避難所を担当する職員が決まっていれば、避難所施設の構造や備蓄の保管場所などを事前に把握することができ、避難所の開設や運営がスムーズになると考える。避難所の早期開設や、より円滑な運営ができる最善の方法を研究し対応していきたい。

②連絡等はファックスで行うが、ファックスが使用できない場合は電話で行うこととなっている。また、停電等でファックスや電話が使用できない場合の対策の一つとして、NTT東日本の特設公衆電話がある。これは、無料で利用できる非常用の公衆電話で、市内指定避難所33ヵ所と、市役所、消防本部の合計35ヵ所に2台ずつ設置してある。災害発生時に電話回線が混雑しても、通信規制を受けずに一般の電話よりも優先して通話でき、停電時でも使用できるものである。そのほか、防災無線のトランシーバーも各避難所に配備して対応していきたい。

その他の質問

・宮澤章二氏が作詞した小学校の卒業歌「花かをる」について

地域力アップに向けた地域活動センターについて

増田 敏雄 議員

・質問　次の点について伺う。

①現状の活動状況について

②公民館長・地域活動センター長の勤務体制について

・答弁（総務部長）

①地域活動センターは、平成20年4月に協働のまちづくりの推進と市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動を支援するため、地域の拠点として各地区公民館に併設された。具体的な業務は、地域活動センター主導により、各地区に地域協議会を立ち上げ、世代間交流事業など各地区で実施される公益性のある地域活動を支援している。

また、防災訓練の実施や備蓄品の管理を行い、災害時には、避難所の開設など地域の応急・復旧活動の拠点となっている。そのほか、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付を行っている。

②公民館長及び地域活動センター長は同じ方で、非常勤の特別職として勤務しており、両方の業務をフルタイム勤務でない時間の中で行っている。来年度からは、超過勤務手当等の支給が可能となる、会計年度任用職員制度により運用していきたい。

避難所の運営について、大規模災害が発生した場合には、地域活動センターは地域における応急・復旧の拠点となり、センター長には、それらの活動の統括官となっていただく役割がある。そのため、避難所の実務はセンター長以外の職員で当たることとしている。今後も、基本的には同様の方法で、地域活動センターにおける避難所の運営を行いたい。

その他の質問

・認知症による大事故や損害賠償請求等の発生に対応する市民の保険加入について

・風疹の拡大防止策である無料の抗体検査やワクチン接種について

羽生インターチェンジ前の現状について

新井 貫司 議員

・質問　次の点について伺う。
①市長の見解について
②国有財産の管理について
③石像について
④農地の保全に対する現在の進捗状況について
・答弁（①市長、②④経済環境部長、③まちづくり部長、④農業委員会会長）

①先の議会でも答弁したが、開発は、地元が主体となり、地元の意向が大切であるため、協力するのは当然である。しかし、第6次羽生市総合振興計画に位置付けた工業系及び流通系を方針転換する予定はない。あらゆる可能性を信じながら、市政運営に励んでいきたい。

②当該区域の国有財産は本市に管理及び処分の権限が移管されているため、国との協議は行っていない。国有財産や市の導水路の管理は、地先管理として隣接している農地の耕作者や所有者の方が管理している。この区域は一体的に水田から畑へ転換したため、関係する地域の方々で管理していただくものと考えている。

③石像の立っている場所は個人の所有地、民有地であると判断している。一般論として、石像が道路、水路として機能を有していない国有地に立っていた場合には、その土地を払い下げするか、占用許可をとる必要がある。なお、権限が市に移管されている場合は、市が判断することになる。

羽生インターチェンジ

④市及び農業委員会では、6月議会以降、北荻島開発協議会の代表者に対し電話指導を7回、訪問などの直接面会指導を3回実施している。農地法違反の説明を行い、早急に撤去するよう期限を定めて指導してきた結果、重機等の撤去を確認している。

農業委員会では、定期的な巡回による現地の監視、農業委員会定例会での進捗状況の報告や情報共有の徹底を図っている。

児童虐待防止対策について

野中 一城 議員

・質問　全国的に児童虐待に関する相談が増加をしている中、次の点について伺う。
①児童虐待の相談に対しての対応について
②児童虐待を未然に防ぐための更なる防止対策について
・答弁（市民福祉部長）

①「羽生市児童虐待対応マニュアル」に基づき対応している。まず、児童虐待についての通告を受理し聞き取りを行い、その後、保育所や幼稚園、学校等の関係機関に登校状況などの情報収集を行う。

次に、庁内において緊急受理会議を開催し、緊急性の判断と当面の対応方針を決定する。その後、全てのケースにおいて、被虐待児童の安全確認を原則48時間以内に行う。

そして、対応方針をもとに、教育委員会や学校等の関係機関と、これからの対応方法や役割分担を協議している。

②児童虐待防止対策として

5点ある。1点目は、子育て期までの様々な不安や悩みを聞き、必要な支援を行う「子育て世代包括支援センター」を、今年度4月に庁内に設置した。2点目は、生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師等が訪問し、子育てに関する相談や養育環境の把握を行う「乳幼児全戸訪問事業」を行っている。3点目は、子育て中の親子が集い、相互交流や悩みを相談できる「地域子育て支援拠点事業」である。4つの地域子育て支援センターに加え、今年度10月に市民プラザ内に「こどもひろば」をオープンし、気軽に相談ができる場となっている。4点目は、子育て中の保護者の負担感の軽減を図る「上手にほめる子育て練習講座」である。5点目は、夜間や土日に相談できる「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」を、ホームページ等で周知に努めている。

その他の質問

・次世代ゴミ処理方法について

台風19号の対応と今後の災害・水害対策について

柳沢　暁　議員

・質問　次の点について伺う。
①避難所となる小中学校の個人情報等の管理について
②避難所の鍵の管理について
③民間施設や広域避難の協定と避難所等の周知について
④自主防災組織への支援制度について
・答弁（総務部長）

①災害時に限らず職員室で管理するように、管理職が指導している。教職員が不在となる際は施錠をしており、学籍や指導に係わる記録物は耐火書庫にて管理している。
②指定避難所33カ所のうち、小中学校と公民館の鍵は教育委員会、県立高校の鍵は地域振興課、その他は各施設の担当課で管理・保管している。
③イオンモールやルートインジャパンなど、市内13事業者と災害時に施設を利用させていただく協定を締結している。また、広域避難については、行田市や加須市など、県内外9自治体と避難施設の提供についての協定を締結している。避難所・避難場所の周知については、ホームページや地域防災計画に記載するとともに、洪水ハザードマップを改訂する際に、それらの情報も掲載して、周知を図っていきたい。
④防災資機材等の購入及び防災訓練等を実施する自主防災組織に対し、平成26年度から補助金を交付している。補助金の上限額は、防災資機材等を購入した場合は3～10万円、防災訓練等の活動補助の場合は2～3万円である。

今後、防災力向上のために新たな方策として、地区防災計画作成のための助成金の創設などについて、自主防災組織の方々と、協議・検討していきたい。

その他の質問

・おくやみコーナーの設置について

空き家・空き店舗対策について

峯岸　貴生　議員

・質問　本市では、空き家・空き店舗を活用しながら、次世代の商店街を構築しようとしている。そこで、次の点について伺う。
①NEXT商店街プロジェクトの現状について
②まちの特色を用いた活性化について
③公民の連携について
・答弁（経済環境部長）

①NEXT商店街プロジェクトとは、空き店舗の活用や人材育成などにより、商店街を活性化する事業で、埼玉県の指定を受けて今年からスタートした。事業期間は2年間で、対象地域は、松原通り商店会、中央商店街協同組合、上町商店連盟の3つの商店街とその周辺である。主な取り組みとして、商店街や路地裏を歩き、意見交換を行うワークショップの開催や、空き店舗に関する聞き取り調査や、協力の依頼書の投函を行った。

　また、商工まつりなどにおいて、空き店舗を利用するチャレンジ出店を行った。
②NEXT商店街プロジェクトでは、エリア全体の未来を見据えて意見交換を行い、「遊びと学びに出会えるまち」をテーマに取り組んでいる。このテーマから、市としても、地域にとって大切な「人と人間関係」を重視して、空き家等の活用や商店街の活性化に取り組もうとするものである。
③民間活力を活かしたプロジェクトを行政が応援する形が、効果的な公民連携のひとつの手法と考えている。このNEXT商店街プロジェクトを公民連携のモデルとして捉え、取り組んでいく。

その他の質問

・災害時の避難について
・不登校への対応について

随意契約に関する情報公開について

中島 直樹 議員

・質問　随意契約は競争入札と比べて手続きが簡素で短時間でできること、小規模業者でも参入しやすいというメリットがある反面、公平性や透明性において難点があるとされている。そこで、次の点について伺う。

①羽生市の外郭団体の契約に関する公開の有無について

②規則に定められた金額以上の随意契約について

③特定業者との随意契約は癒着や汚職を招くことが懸念されるが、チェック体制について

・答弁（企画財政部長）

①外郭団体として、社会福祉法人羽生市社会福祉協議会、公益社団法人羽生市シルバー人材センター及び一般社団法人羽生市観光協会等がある。これらの外郭団体では、ホームページ等において契約に関する公表は行っていない。

②随意契約は、契約ごとの内容、性質、目的、経済性、緊急性、適正履行の確保等を総合的に検証し、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で認められた場合にのみ、実施できる方法である。

法律の範囲内において、現在公表されているような随意契約が締結されている。

③適正かつ円滑な財務会計事務を執行するため「財務会計の手引き」を策定している。担当課で随意契約の見積徴取を行う際は、「随意契約ガイドライン」により、確認・精査の上、事務決裁規程に基づき設計額に応じた決裁権者による決裁を経て、見積書を徴取している。これらのガイドライン及び事務決裁規程等に沿って適正な事務処理を行うことにより、複数でのチェック機能が働き、癒着や汚職の防止に努めている。

その他の質問

・外来植物に関する対策について

水害対策について

斉藤　隆 議員

・質問　次の点について伺う。

①災害時における、市民への確実な情報伝達ついて

②タイムラインの個人版であるマイタイムライン計画の作成及び取り組みについて

③中川拡張事業の早期完成に向けて、県への働きかけと早急な対処について

・答弁（①②総務部長、③まちづくり部長）

①災害時における市民への情報伝達の中心的な役割を担うのは防災行政無線である。しかし、シャッターや雨戸を閉めている場合、屋内では放送がほとんど聞こえなくなってしまう。そのため、防災行政無線の補完手段として、メール配信サービス、自動応答電話サービス、ホームページなど、複合的な情報手段により、災害情報を市民に伝達している。

②マイタイムラインは、自分自身がとるべき防災行動を時系列で整理し、自分自身の行動のチェックリストとして、取りまとめる行動計画表である。今後、市広報紙やホームページにより、マイタイムラインの有効性や必要性を紹介し、マイタイムラインシートのひな型や記入例を掲載するなどして、マイタイムラインの作成を推奨・サポートしていきたい。

③中川の改修事業は、羽生市だけでなく、沿線の自治体にとっても治水安全度の向上を図るためには不可欠である。そのため、今年度は、羽生市・加須市・久喜市・幸手市の4市で、中川の埼玉県管理区間の改修工事の促進を要請していくために、意見交換会を行った。現在、促進期成同盟会の設立に向けた調整を進めている。今後も中川改修事業の早期完成に向けた、要望を行っていきたい。

その他の質問

・SDGsについて

福祉のまち、羽生の施策について

丑久保 恒行 議員

・質問　次の点について伺う。
①要支援・要介護者の実数及びこれまでの支援について
②在宅介護者の実数及びこれまでの支援について
③今後の高齢者支援について
④難病者への支援について
・答弁（市民福祉部長）

①令和元年9月30日時点における要支援認定者は、454名、要介護認定者は1991名である。支援としては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連絡調整を行うとともに、認定を受けた後にどのようなサービスが考えられるのか、今後の生活を送る上での相談への対応を行っている。

②1709名の方が在宅で介護サービスを利用されている。支援の主なものとして、要介護4または5で、在宅で生活されている方のご家族を対象に、家族介護慰労金の支給を行っている。

また、低所得者を対象に、紙おむつ等の家族介護用品の支給や、認知症の方を対象に徘徊高齢者ステッカーの配布等を実施している。

③施設入所者については、引き続き希望する生活が送れるよう、施設と連携を図り対応を取っていきたい。デイサービス・デイケア等の利用者については、事業所からより良いケアを受けられるよう、サービスの充実を図っていきたい。在宅介護者については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携を図り、相談事に対する助言等を行っていきたい。

④指定難病及び障害者総合支援法の対象となる疾病の方は、障害者総合支援法のサービスを受けることができる。指定外の難病の方でも障害者手帳の取得により、同サービスを受けることができる。

その他の質問

・防災活動をまちづくりに

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」は、議会に上程された議案について、質疑を行うことであり、賛否の意思決定をするため議案の提出者に対し説明や考えを求めるものです。

今期定例会では、次の議員によって行われました。

○議案第81号　羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例　及び　議案第82号　羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中島 直樹 議員

人事院及び埼玉県人事委員会が行った、民間給与との均衡を図るため、給与水準の引き上げを行うべきとする勧告に準じ、関連する条例を改正するもの。

・質疑　改正による市長・副市長・教育長の期末手当の額（総額及び増加額）について、また、副市長は病気療養中であるが、満額支給されるのか。一般職職員の給料・期末手当の増加額について

・答弁（総務部長）

市長が241万6350円（5万4300円増）、副市長が207万7260円（4万6680円増）、教育長が190万9050円（4万2900円増）である。また、副市長へは満額支給される。一般職職員の増加額は月例給が平均677円、期末手当は平均1万6067円である。

○議案第85号　羽生市体育館等の指定管理者の指定について

斉藤 隆 議員

羽生市体育館、羽生中央公園の管理運営及び羽生市立小・中学校体育施設の使用に関することについて、指定管理者制度を導入するもの。

・質疑　指定管理者となる団体を選定した経緯について

・答弁（生涯学習部長）

羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき募集したところ、2団体から応募があった。選定に際しては、審査基準を定め外部有識者を入れた指定管理者選定委員会を設置し、資格審査等の第一次審査後、第二次審査で書類審査及びプレゼンテーション審査を行った。1選定委員当たり100点満点で、各委員の採点の合計により審査した結果、最高得点を得た当該団体を指定管理者の団体として選定したものである。

その他の質疑

・議案第73号

○議案第86号　羽生市斎場の指定管理者の指定について

柳沢　暁　議員

羽生市斎場は、平成23年4月から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき指定管理者を指定するもの。

・質疑　応募者が現在の指定管理者の1者のみであったが、公募の周知方法について

・答弁（市民福祉部長）

羽生市斎場の指定管理者募集の見出しで、応募資格や指定期間等を明記した記事をホームページ（掲載期間7月16日～8月15日）、8月1日発行の市広報紙に掲載した。その結果8月20日開催の現地説明会には、3者が参加したが最終的な応募は1者であった。当該施設の指定管理者の募集は今回が4回目であり、業者等に周知は十分図られていると考えているが、今後は、募集案内などの周知について、ほかの方法も検討していきたい。

○議案第76号　羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例　及び議案第77号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

斉藤　万紀子　議員

法令の改正により、会計年度任用職員制度が導入され、各自治体で異なっていた臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等の統一が図られるもの。

・質疑　臨時職員の処遇改善について、この制度により期末手当は全員に支給されるのか、また、給与は増額するのか。

・答弁（総務部長）

期末手当は、週15時間30分以上の勤務で6カ月以上の任期の場合に支給される。また、月給及び1時間当たりの報酬額は、地域手当等の支給により増額となる。

・質疑　今後の会計年度任用職員の見込みについて

・答弁（総務部長）

各部署における適正な人数を設定しており、大きな人数の変動はないと考えている。

全国市議会議長会セミナーに参加

11月20日に全国市議会議長会主催による「2040未来ビジョン出前セミナーin越谷」に市議会議員が参加しました。

セミナーは越谷市中央市民会館劇場において開催され「ソサエティ5・0時代の雇用と働き方の変容」と題し、駒澤大学経済学部准教授井上智洋氏による講演が行われました。

埼玉県都市競艇組合議会議員の選挙

埼玉県都市競艇組合議会議員の任期が、令和元年12月31日をもって満了になるため、本会議において選挙を行いました。その結果、指名推選により、島村勉議長が当選しました。

3月定例市議会のご案内・・・・・・

3月定例市議会は、左記のような日程で予定されています。

月日	曜日	時刻	内容
2月25日	火	午前9時30分	本会議初日（開会）
2月26日～3月2日	水～月		議案調査等のため休会
3月3日	火	午前9時30分	本会議（議案に対する質疑）
3月4日	水	午前9時30分	本会議（市政に対する一般質問）
3月5日	木	午前9時30分	本会議（市政に対する一般質問）
3月6日	金	午前9時30分	本会議（市政に対する一般質問）
3月7日～3月8日	土～日		休日のため休会
3月9日	月	午前9時30分	各常任委員会
3月10日	火	午前9時30分	各常任委員会
3月11日	水	午前9時30分	各常任委員会
3月12日	木	午前9時30分	各常任委員会
3月13日～3月18日	金～水		事務整理等のため休会
3月19日	木	午前9時30分	本会議最終日（閉会）

※3月定例市議会の日程は、2月20日（木）に開催予定の議会運営委員会で決まりますので、変更になる場合もあります。

12月定例会　審議案件と結果

●議決結果の公表について
　議会改革の一環として、「市民に明確な意思表示をする」という目的のもと、議員自らの考えを分かりやすく市民に示す手段のひとつとして、各議員の表決結果を掲載しています。

さつき会…さつき　拓政会…拓政　公明党…公明　令和会…令和　日本共産党…共産　無会派…無派

【賛成：○　反対：×　退席：退　欠席：欠　除斥：除】

議案番号	議案名	さつき		拓政		令和			公明		共産	無派	無派	無派	無派	審議結果
		松本敏夫	丑久保恒行	島村勉	保泉和正	江原博之	西山丈由	増田敏雄	野中一城	斉藤隆	柳沢暁	中島直樹	峯嵜貴生	新井貫司	斉藤万紀子	
市長提出議案																
第68号	令和元年度羽生市一般会計補正予算（第5号）	○	○	議長は表決に加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第69号	令和元年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第70号	令和元年度羽生都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第71号	令和元年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第72号	令和元年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第73号	令和元年度羽生市一般会計補正予算（第6号）	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	原案可決
第74号	令和元年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	原案可決
第75号	令和元年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第3号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第76号	羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	欠	×	原案可決
第77号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	欠	×	原案可決
第78号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第79号	羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	原案可決
第80号	羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	欠	○	原案可決
第81号	羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	原案可決
第82号	羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第83号	羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第84号	羽生市給水条例の一部を改正する条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
第85号	羽生市体育館等の指定管理者の指定について	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	×	原案可決
第86号	羽生市斎場の指定管理者の指定について	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	原案可決
請　願																
請願第1号	国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	×	趣旨採択
請願第2号	デマンド型乗合タクシー早期実現についての請願	○	×		○	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	×	趣旨採択

※島村勉議長は表決に加わりません。
※趣旨採択：請願に対する議会の意思決定は、理論的には「採択」か「不採択」の２種類しかないが、議会としては、請願の願意については十分に理解できるが、実現性の面で確信が持てないといった場合に採られる請願に対しての決定の方法をいう。

総務文教委員会 行政視察報告　11月12日～14日

香川県三豊市「次世代のゴミ処理方法について」

「バイオマス資源センターみとよ」は、従来の「燃やして埋める」方式とは違い、微生物を利用してごみから燃料をつくる「トンネルコンポスト方式」を国内で初めて取り入れた施設である。同方式は、CO_2の削減効果も高く、ゴミ処理の新たな代替施設として期待が高まっている。

また、民設民営方式としても注目されている。

香川県三豊市視察の様子

香川県高松市「不登校支援マニュアルについて」

不登校児童生徒への支援の在り方などまとめた教員向け対応マニュアル「高松市不登校支援Q＆A」を作成した。このマニュアルは、子どもに異変が見られた時などの初期対応のほか、教員同士やスクールカウンセラーなどの連携体制構築の重要性について事例を交えて紹介している。不登校の未然防止や早期解決につなげている。

香川県高松市視察の様子

岡山県岡山市「災害初期対応の見直しについて」

平成30年7月の豪雨災害における経験や教訓から災害初期対応の見直しを図った。主な取り組みとして、共助の重要性を再認識し、単位町内会が自主防災組織を結成し、自主的・自発的に活動できるよう、助成の拡充などを行い支援することとした。平時から防災・減災を意識した不断の防災対策の充実に努めている。

岡山県岡山市視察の様子

岡山県倉敷市「空き店舗活用による市街地活性化について」

市の中心部の空き店舗を利用して「ジーンズストリート」を2009年にスタートした。倉敷市の空き店舗対策は、ジーンズという明確なテーマに沿っている。空き店舗対策を単体で考えずエリアで考え、その価値を高めている。現在、全国から注目され、市街地活性化に寄与している。

岡山県倉敷市視察の様子

都市民生委員会 行政視察報告　10月23日～24日

新潟県五泉市「病児保育事業について」

「病児保育事業」は、病気や病気回復期などにある子どもを仕事などの都合によって家庭で保育できない保護者に代わって、病院に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的に預かる事業である。

平成26年4月1日に開設した五泉市病児保育室「あおぞら」は、市内の病院に運営を委託して実施しており、対象児童や対象となる疾病・症状に明確な規定を設けている。また、利用状況については、ほぼ毎日、利用者がいるとのことであった。

新潟県五泉市視察の様子

新潟県見附市「スマートウエルネスについて」

「スマートウエルネス」は、体の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウエルネス」と呼び、「健幸」を中核に据えたまちづくりを推進するものである。

見附市では、「歩く」ことを基本とし、そこに住んでいるだけで自然に健康になれるまちの実現に向け、健康運動教室や検診などの健康施策だけでなく、交流の場の施設整備や公共交通などの都市政策も自然と「歩く」まちとなるように、コンパクトシティの形成を図っている。実際に医療費の抑制や介護認定率の低さにつながっているとのことであった。

新潟県見附市視察の様子

行政視察受け入れ

市議会では、各種事務事業について、各市町議会からの行政視察の受け入れを行っています。埼玉県桶川市と三重県名張市の議会議員の方々が視察に訪れ、当市の各種事業の内容や施設等を視察されました。

▽7月29日
埼玉県桶川市議会
（民生経済常任委員会）
【内容】
・羽生市観光農園等基本構想について

観光農園開園予定地

▽7月30日
三重県名張市議会
（議会改革特別委員会）
【内容】
・長期欠席議員の報酬削減について
・議会における災害対応について

羽生市体育館等の指定管理者決まる

羽生市体育館等について、住民サービスの向上と、より効果的かつ効率的な運営を図るため、次の団体を公募により指定管理者に選定することになりました。

▽指定管理者となる団体
毎日興業・スポーツフィールド共同事業体

▽指定の期間（3年間）
令和2年4月1日から
令和5年3月31日まで

羽生市体育館

羽生中央公園

◆傍聴について◆

羽生市議会では、本会議の傍聴を実施しております。

市役所5階で受付をしていただければ、どなたでも傍聴できます。（一般席48席）

また、常任委員会の傍聴（6席）も実施しておりますので、開催日等をご確認のうえ、お気軽にお越しください。

常任委員会は午前9時30分に開会いたしますので、傍聴を希望される方は開会前にお越しください。

なお、開会後の入退室は休憩中にお願いいたします。

詳しくは、市議会ホームページをご覧いただくか、議会事務局にお問い合わせください。

※傍聴に際しての注意事項

傍聴席では、飲食又は喫煙、帽子の着用、写真撮影等は禁止されていますので、傍聴規則を守り、係員の指示に従って、静かに傍聴してください。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにしてください。

☎048（561）1121
（内線）513

ボートレース戸田

県内15市で構成する都市競艇組合の収益金の一部は、毎年構成各市に交付され、市民の皆様の暮らしに役立っています。

◆開　催　日◆

【2月】

日	月	火	水	木	金	土
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
ボートピア栗橋カップ開設10周年記念・DMM.com杯（都市）						
23日(祝日)	24日(振替休日)	25日	26日	27日	28日	29日
WINWINパーク戸田カップ開設3周年記念（戸田）						第8回シニアVSヤング・ZBAT！杯（都市）

【3月】

日	月	火	水	木	金	土
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
第8回シニアVSヤング・ZBAT！杯（都市）						
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
本命バトル祭・マンスリーBOATRACE杯（戸田）						
15日	16日	17日	18日	19日	20日(祝日)	21日
第30回東京スポーツ杯（都市）						
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
			第51回報知新聞社杯（戸田）			
29日	30日	31日				
第51回報知新聞社杯（戸田）						

※都市：埼玉県都市競艇組合主催　※戸田：戸田競艇企業団主催

議会の手引　市議会への請願はこのように…

請願を市議会に提出する場合は、次の様式で作成し議会事務局へ提出してください。

●請願書の提出要領

1. 請願書は、議員の紹介を必要とするため、必ず請願書の表紙に紹介議員の署名押印を受けてください。ただし、先例により議員は自分の所属する委員会の所管に属する内容の請願の紹介者にはならないことになっています。
2. 請願書には、提出者の住所、氏名等を記載し押印してください。（署名についても同様とします。）
3. 法人は、代表者がその資格で署名押印してください。
4. 請願書は、記入例に準じて作成してください。形式不備の場合は返されることがあります。なお、記入例は横書きですが、縦書きでも結構です。
5. 請願は、所管の委員会で審査され、本会議で採択を行います。
6. 陳情、その他のもので、その内容が請願に適合するものは、議員配布します。
7. 詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

記入例

表　紙

○○○についての請願書

紹介議員
○○ ○○　㊞

本　文

○○○についての請願

1．趣　旨
2．理　由

上記、地方自治法第１２４条の規定により請願します。

令和○○年○○月○○日

羽生市議会議長　様

請願者
住所
電話番号
氏名　○○ ○○　㊞

議会の手引　委員会とは

市政については、質・量ともに複雑で専門的になっており、提出された議案などを分担して、専門的、能率的に審査したり、調査・検討するための予備的審査機関として委員会が設けられています。

1．常任委員会

常任委員会は常設され、市の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を所管別に受け持ち、調査結果を本会議で報告します。本会議では、この報告を参考にして最終的な決定をします。

羽生市議会では、次の2つの委員会がおかれています。

○総務文教委員会
○都市民生委員会

2．議会運営委員会

議会の運営を効率的、円滑な運営を図ることを目的とし、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会条例に関する事項、議案・請願等の委員会の付託先などを審査します。

また、議長の諮問機関としての役割もあります。

3．特別委員会

特別委員会は、特定のことがらだけを専門的・集中的に調査するため、必要な時に本会議の議決により設けられ、調査の終了や解決した時点で審査終了となり、その特別委員会は廃止となります。

4．議会広報委員会

議会で決定したことや開催されたことなどを広く知ってもらうため、定例会ごと（年4回）に発行している「羽生市ぎかいだより」や市ホームページに掲載する議会情報を編集するための委員会です。

各常任委員会の経過

総務文教委員会

委員会に付託された案件は、議案5件及び請願1件でした。

議案第80号羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査では「条例改正により特別職の職員で非常勤ではなくなる方の扱いはどうなるのか、また、会計年度任用職員に移行する職種については、募集をするのかについて伺う。」との質疑に対して「職種に応じて会計年度任用職員や、有償ボランティアもしくは委託契約に移行となる。また、募集については、現職の方に希望等を伺い、実態に合わせて検討していく。」との答弁がありました。

次に、議案第85号羽生市体育館等の指定管理者の指定についての審査では「指定管理者は、共同事業体であるが、その理由について、また、プレゼンテーション審査における点数について伺う。」との質疑に対して「施設の管理運営に対して専門的知識を持つ毎日興業と、スポーツ事業の企画運営に秀でたスポーツフィールドが、共同で事業を行うものである。また、プレゼンテーション審査においては、2者の審査となり、700点満点中、毎日興業・スポーツフィールド共同事業体が527点。もう一者は515点であった。」との答弁がありました。

審査結果を報告する峯嵜委員長

委員会では、これらの審査の結果、付託議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、デマンド型乗合タクシー早期実現についての請願は、趣旨採択すべきものと決しました。

都市民生委員会

委員会に付託された案件は、議案6件及び請願1件でした。

議案第74号令和元年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算第2号の審査では「電算処理等委託料について、システム改修の内容と財源について伺う。」との質疑に対して「オンライン化による健康保険資格等の確認、外国人診療費の集計や調査を行うための改修である。現時点では、国庫補助額は不明であるが、一定の国庫補助が見込めるものである。」との答弁がありました。

また、議案第86号羽生市斎場の指定管理者の指定についての審査では「指定管理者制度への移行により経費がどのくらい削減できたのか。また、選定にあたり1者しか応募がなかった理由をどう考えているのか伺う。」との質疑に対して「移行前の平成22年度と比べ、3期9年間の平均削減額は約277万円である。主な削減理由は、人件費や施設改修費である。また、選定の際の説明会には3者の参加があったが、応募は1者であった理由については、現地を確認した企業側の判断だったと思われる。次回の選定時は、広報や周知の方法を検討したい。」との答弁がありました。

審査結果を報告する松本委員長

委員会では、これらの審査の結果、付託議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願は、趣旨採択すべきものと決しました。

12月定例市議会傍聴者数

11月28日・・・1人
12月5日・・・22人
6日・・・46人
9日・・・16人
16日・・・0人
計　85人でした。

常任委員会傍聴者数

12月10日・・・4人
計　4人でした。

《議会広報委員会》

委員長　島村　勉
副委員長　中島直樹
委員　斉藤　隆
委員　峯嵜貴生
委員　松本敏夫

ご意見などを議会広報委員会まで

☎048(561)1121
(内線)513

✣ 羽生市議会のホームページを開設しています。羽生市のホームページからアクセスできます。羽生市議会　検索